

議案第177号

さいたま市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月27日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(生活指導等) 第18条 [略] 2～5 [略] <u>6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。</u>	(生活指導等) 第18条 [略] 2～5 [略]
(生活指導等) 第23条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体 の条件に適合する <u>個別支援計画</u> を作成し、これに基づく指導をしなければならない。	(生活指導等) 第23条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体 の条件に適合する <u>更生計画</u> を作成し、これに基づく指導をしなければならない。
2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第18条（第2項及び第6項を除く。）の規定を準用する。	2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第18条（第2項を除く。）の規定を準用する。
(作業指導)	(作業指導)

第24条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の個別支援計画に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。

2 [略]

第24条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の更生計画に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。

2 [略]

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。